

平成 28 年 10 月 4 日

各 位

名古屋市 中川区 舟戸町 2 番 37 号
株式会社シーエスロジネット
代表取締役社長 高木 敏明

株式売渡請求の承認に係る公告

当社は、会社法第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主であるテクタイト株式会社（以下「テクタイト」といいます。）から、平成 28 年 10 月 3 日付で、テクタイトが当社の株主の全員（但し、当社及びテクタイトを除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その有する当社普通株式の全部をテクタイトに売り渡す旨の請求（以下「本売渡請求」といいます。）について、同法第 179 条の 3 第 1 項の規定による通知を受け、平成 28 年 10 月 4 日開催の取締役会において、本売渡請求を承認することを決議いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項及び会社法第 179 条の 4 第 1 項の規定により、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別支配株主の名称及び住所

名称：テクタイト株式会社

住所：東京都墨田区錦糸一丁目 10 番 10 号

2. 売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項

テクタイトは、売渡株主に対し、売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する売渡株式 1 株につき 350 円の割合をもって金銭を割当交付します。

3. 特別支配株主が売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）

平成 28 年 11 月 9 日

4. 本売渡請求に係る取引条件

本売渡対価は、取得後合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付についてテクタイトが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとします。

以 上